

2020年8月発行

〒525-0027 草津市野村八丁目5番19号
サニーハイツア 105号室
TEL: 077-598-0246 FAX: 077-598-0888
E-mail modama.npo@triton.ocn.ne.jp



「コロナ禍」に直面して

伊藤 健一
(もだま理事)

残暑のお見舞いを申し上げます。また新型コロナウイルス感染予防で奮闘されている、利用者や支援者の皆様に感謝と激励申し上げます。

大雨で各所に傷跡を残した梅雨が去ったかと思うと入れ替わりに熱暑・猛暑の毎日が続いていますが、今年は毎年のこのパターンに加え Covit19＝新型コロナウイルスの感染が拡大し、皆様も大変なご苦勞とご心配のもとで毎日をお過ごしのことと思います。

特に「もだま」が支援させて頂いている方々が居られる、病院や老人の介護施設、障害者の支援施設では、一度コロナウィルスが施設に入りこむとクラスターが発生し、多くの職員さんや利用者さんが感染し、取り返しがつかないような状態が生じます。

外部からのウィルスの侵入を防ぐため、支援者や家族の面会が制限され、利用者の外出も制限し、また職員や支援者もウィルスを持ちこまないよう細心の注意を払って支援業務を行なっています。

こうした環境の変化が長く続く事によって、利用者の皆さんはストレスも高まり、職員さんは大きな責任と負担を背負っての毎日の支援で、精神的にも肉体的にも大変なご苦勞をされている事と思います。

このような状況は、ワクチンや治療薬が開発されるまで今後も続くものとの覚悟が必要であり、コロナとともに生きる、コロナとともに暮らすとの前提のもとに従来の生活様式を変えることが求められています。

支援を求める方たちに対して、支援者たちの対面会議も制限され、支援を受ける方々との面談も制限される状況下で、「もだま」の支援のあり方も少し考える必要があるかも知れません。

私の娘がお世話になっている障害者施設でも、面会が約3ヶ月以上も制限され、利用者の安否を気遣う家族から写真でもよいから状況を知らせてくれと声が上がりました。

こういう時こそ支援者間のコミュニケーションとその工夫により、支援を受ける方々の具体的なニーズに、フレキシブルに応える事が必要ではないかと感じています。

これからも、何時まで続くか先の見えないコロナ禍の試練のもとで、創意と工夫で新しい支援の在り方を考えて行きたいものです。

今回は、4市の関係機関や、支援機関の相談員さんや、市民の方々から日々寄せられる相談や、成年後見制度への申立て対応、そして法人後見活動を行う中で経験する相談員の思いを掲載させていただきます。

成年後見制度が必要ではないかと相談が寄せられるケースのご本人は、認知症を含めた障がいによって判断能力が既に低下されている方が殆どですが、その中でも重度の障がいがあり会話する事も難しかったり、5分10分前の記憶も残らない方々もおられます。そういった方々の意思を確認する事は難しいことから、ご本人に関わる様々な選択について、ご本人が望むであろう決定を推察して、ご本人以外の誰かが代わりに決めるという事が多くあります。

しかし、国連で障害者権利条約が採択された事もあり、近年では「どんな状態であっても本人の意思は存在する」という考え方が大きくなっています。

成年後見制度では本人に判断力を「補助・保佐・後見」の3類型に分けていて、一番重いとされる後見類型では、本人の判断能力は無いものとされている為、申立の際に本人の同意は必要とされません。しかし、もだまではたとえ後見類型の方であっても本人の意思は存在するという前提に立って、ご本人への説明を尽くし、可能な限り納得や同意をいただけるよう、ケースによっては何度もご本人のもとに足を運んだり、実際の申立までに長い時間をかける場合もあります。

「Nothing About Us Without Us（私たちのことを、私たち抜きに決めないで）」という当事者の方々の思いに寄り添う支援を目指したいと思います。（所長）

「後見活動日誌」

70代男性のSさんは、長い間、建設会社の社長さん宅に住み込みで働いておられましたが、3年前、入院がきっかけでもともと金銭管理なども含めお世話をされていた社長さんが「これ以上支えるのは困難」との相談から成年後見制度利用へとつながり、もだまですべて受任させていただきました。

退院後は、市営住宅で一人暮らしをすることになりましたが、約1年間、足のしびれや不眠で歩くことが減り、このままでは寝たきり状態になりかねないと、本人を含め、支援者が「あきらめずに原因を突き止める」ことを目標に、医療機関で検査を重ねた結果、ようやく神経難病の診断を受けることになりました。

その後の服薬治療の効果で、今では歩行補助車を使って一人でも散歩程度なら外出できるまでに回復されました。それまでは食べ物にも興味がなく、買い物など行くこともほとんどなかったのですが、今ではお菓子の買いだめが好きで、この時期はアイスクリームが冷凍庫にぎっしりと詰まっています。毎月の受診で、担当医の先生から「調子良さそうですね。」と声をかけてもらうことが喜びとなっています。受診後は、スーパーに立ち寄り歩行補助車をカートに持ち替えて、お菓子とアイスクリームをカゴがいっぱいに買い物をされる姿に「穏やかさと、たくましさ」を感じています。

もだまでは法人後見活動に加え、家庭裁判所への申立ての支援もさせて頂いています。後見人として本人の生活を支援する活動とは違い、基本的には受任者に引き継ぐまでの限られた期間の関わりであり、中には急いで生活を立て直す必要があるため、申し立てを急ぐケースがたくさんあります。しかし、本人が必要を感じておられず、制度利用に至るまで時間を掛けるケースもあります。

「申立て支援活動」

私が関わったケースでは、その方は親の遺産をある程度お持ちで、それを趣味の旅行等に無計画に使っておられたため、支援者が心配してもだまに相談に來られました。ご本人にお出合いして説明をしましたが、ご本人は悠々自適な旅行三昧の生活を謳歌しておられ、また遺産もまだまだたくさんあったため、財産管理をされることに強く拒否をされました。お金の見通しが立てられない等の判断能力が欠如しているとは言っても、ご本人はご自身の意思表示はしっかりされていたため、その時は申し立てに至りませんでした。

ただ、1年もすると遺産も底をつき、今度はご本人自ら「お金の管理をお願いしたい。」との申し出があり、そこからは支援者・本人・もだまが後見人選任まで一致団結して本人の生活を支え、本人も好きな旅行を我慢され、ようやく申し立てをするに至りました。

その後、後見人が決まり、本人も忘れていた保険の満期受取金を後見人がみつけて下さったそうで、そのお金で久しぶりに旅行に行くことが出来そうだと聞いた時はとても嬉しく思いました。

申立支援という短い期間であっても、今後も本人の気持ちに寄り添い、本人も良かったと思っていたような支援をしたいと思っています。

70代 男性 「アパートの二階から降りられない」と意識が朦朧としている状態で119へ電話され救急入院となりました。療養病棟へ転院後は、夜間にベットから降りて動き出そうとしたり、突然の暴言が出たり、発言に一貫性はなく、退院後の生活を考えるにも本人の判断力では難しいとの事から成年後見制度利用の相談がありました。

第一声は「何とかしてほしい」でした。丁寧に話を聞くと、たくさんの不安を抱えておられることがわかり、その不安の整理をお手伝いする中で安心されたのか、話される内容もつじつまの合うところが増え、点だった話が線になっていきました。

そして、退院してもアパートでの生活は難しいと本人も納得され、遠方の妹さんも来ていただき、支援者と一緒に荷物を整理し解約ができたことで、不安が減ったのか暴言もなくなり、家裁では自身の思いをしっかりと伝えられ、補助人が選任されました。

現在は、特別養護老人ホームで時々遠方から来られる妹さんと会うのを楽しみに過ごされています。

本人が抱える不安や課題に制度利用でどこまで補えるのか、申立てをするまでの短い期間に悩むことも多いです。本人と関わりを持つ支援者と一緒に考え、次の支援につなげていきたいと考えています。

《2020年度 出張相談会（後期）のご案内》

この相談会は成年後見制度に関心のある方や、制度の利用を考えておられる方々が身近な地域で相談をしていただけるよう開催しています。

成年後見制度について話だけ聞いてみたい方でも結構です。お気軽にお越しください。

守山市	2020/9/16(水)	13:30~16:00	すこやかセンター 3階 講習室
野洲市	2020/11/4(水)	13:30~16:00	野洲市役所本館 1階相談室
栗東市	2020/12/10(木)	13:30~16:00	栗東市役所 2階 第2会議室
守山市	2021/1/13(水)	13:30~16:00	すこやかセンター 3階 講習室

高齢者・障がい者なんでも相談会のご案内

開催日時：2020年11月21日（土）13:30~16:30

会場：栗東市役所（栗東市安養寺一丁目13番33号）

対象者：湖南4市（草津市・守山市・栗東市・野洲市）にお住まいの方

※高齢者の方や障害のある方、そのご家族、福祉現場等で支援している方々が抱えておられる悩み、心配事、不安など何でもご相談ください。

※その場で解決できない相談は、適切な機関をご紹介します。

※弁護士・司法書士・社会福祉士・社会保険労務士などの専門職がご相談をお受けします。

※今年度の「なんでも相談会」は、新型コロナウイルスの感染拡大防止の為に「完全予約制」の開催とします。相談のお申込はお電話、FAX等でお受けいたします。
詳しくは、「成年後見センターもだま」にお問い合わせください。

※湖南4市からの受託事業「成年後見制度利用促進事業」の一環として開催します。

☆会員募集☆

「もだま」の活動趣旨にご賛同いただける方を募集しています。
個人、団体を問わず皆様の入会をお待ちいたしております。
また、ご意見などお寄せください。

TEL:077-598-0246

FAX:077-598-0888

E-mail: modama.npo@triton.ocn.ne.jp

●● 正会員年会費 ●●
個人1口 3,000円
団体1口 10,000円

●● 賛助会員年会費 ●●
個人1口 2,000円
団体1口 5,000円